

市民と行政の協働推進指針



平成 27 年 3 月
京丹後市

京丹後市 市民と行政の協働推進指針

平成 18 年 2 月 策 定

平成 22 年 3 月 一部改訂

平成 27 年 3 月 全部改訂

第 1 はじめに

本市は、平成 20 年 4 月に「京丹後市まちづくり基本条例」をまちづくりの最高規範として施行し、その基本理念において、「まちづくりは、市民の福祉の推進と地域社会の発展を目指し、市民及び市が、自治と協働によって進めるものとする」こととしています。

平成 16 年 4 月に 6 町が合併して誕生した本市では、各地域の地理的条件、歴史、文化などの違いを踏まえ、これまでの各町の地域づくりの経過などを土台としながら、また、前述のまちづくり基本条例の基本理念に沿って、多様な主体と行政が対等の立場で力を合わせ、まちづくりを進めてきました。

さらに近年、人口減少と少子高齢化の急速な進展が現実のものとなり、公共サービスの領域が拡大するとともに、個人の価値観が多様化、高度化している中、地方財政を取りまく厳しい財政状況や、新たな行政課題の対応などにより、行政が市民のありとあらゆるニーズに対応することが難しくなっています。

このような状況に対応していくためには、市民と行政が相互に役割と特性について理解を深めながら、より一層対話を進め、共に考え汗を流して行動していく公共の領域、すなわち協働の領域を拡充・創出していくことが必要です。

これらを踏まえ、平成 26 年 12 月に策定した第 2 次京丹後市総合計画と第 3 次京丹後市行財政改革大綱に基づき、市政参画の推進、多様な主体との協働・連携による公共サービスの提供などに取り組むため、平成 22 年 3 月に策定した「京丹後市市民と行政の協働推進指針」を見直し、市民と行政の協働をさらに進めることとします。

※この指針でいう「市民」とは、住民、自治組織（区・地区）、事業者、NPO などの総称として用いる。

※この指針でいう「市民活動」とは、市民が行う自発的で非営利の社会貢献活動を「市民活動」とし、その活動を行う団体を「市民活動団体」と定義する。

なお、ボランティア団体、NPO、NPO 法人についても「市民活動団体」とする。

- ・ ボランティア団体・・・社会貢献活動に参加する団体
- ・ NPO・・・民間非営利組織（Non Profit Organization の略）
- ・ NPO 法人・・・特定非営利活動促進法に基づく認証を受けた法人

第2 協働推進の基本的な考え方

1 協働とは

近年、多くの自治体において用いられている「協働」という言葉は、1977年、アメリカ合衆国インディアナ大学の政治学者ヴィンセント・オストロムが、「地域住民と自治体職員とが共同して自治体政府の役割を果たしていくこと」の意味を一語で表現するために造語した“coproduction”（co「共に」、production「つくる」）が語源であるといわれています。

「協働」とは、市民と行政が目的を共有し、また対等な立場でお互いを理解・協力し合ってそれぞれの役割を認識しながら共に取り組むという、まちづくりに大切な概念として多く使われています。

2 本市における協働の位置付け

(1) まちづくり基本条例（平成19年12月制定）

「京丹後市まちづくり基本条例」の基本理念において、「まちづくりは、市民の福祉の推進と地域社会の発展を目指し、市民及び市が、自治と協働によって進めるものとする」と定めています。

まちづくり基本条例の目的は、市の目指すまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、まちづくりを推進するための基本的な事項を定めることとしており、次の7項目を目標としています。

- ① 健やかで生きがいのある暮らしを実現するまちづくり
 - ② 安全で安心して暮らせるまちづくり
 - ③ お互いに支え合い、助け合うまちづくり
 - ④ 歴史・文化、地場産業などの地域資源を活かしたまちづくり
 - ⑤ 美しいふるさとの自然環境を守り次代に継承するまちづくり
 - ⑥ 時代を担う子どもたちが「学び」を通じて夢をいただき、いきいきと成長するまちづくり
 - ⑦ 誰もが幸福をますます実感できる市民総幸福のまちづくり
- これらの実現に向けて、まちづくりを進めていくこととしています。

(2) 第2次京丹後市総合計画・基本計画（平成26年12月策定）

「第2次京丹後市総合計画・基本計画」では、これからのまちづくりは、経済的な豊かさだけでなく、さまざまな人との結びつきの中で、自らの存在意義の確認や、自己実現を通じてお互いに支え合い、助け合うまちづくりを進め、市民誰もが幸福を追求できる環境を整えることが重要であるとしています。

そのため、「市民協働によるまちづくりの推進」を施策として掲げ、市民と行政が一体となった市民協働のまちづくりを進め、市民等の活動など自主的な活動の育成・支援や協働につながる広報・広聴の充実に努め、協働の意識づくりや環境づくりのセミナー等の開催による人材育成によって、市民の潜在能力を引き出す

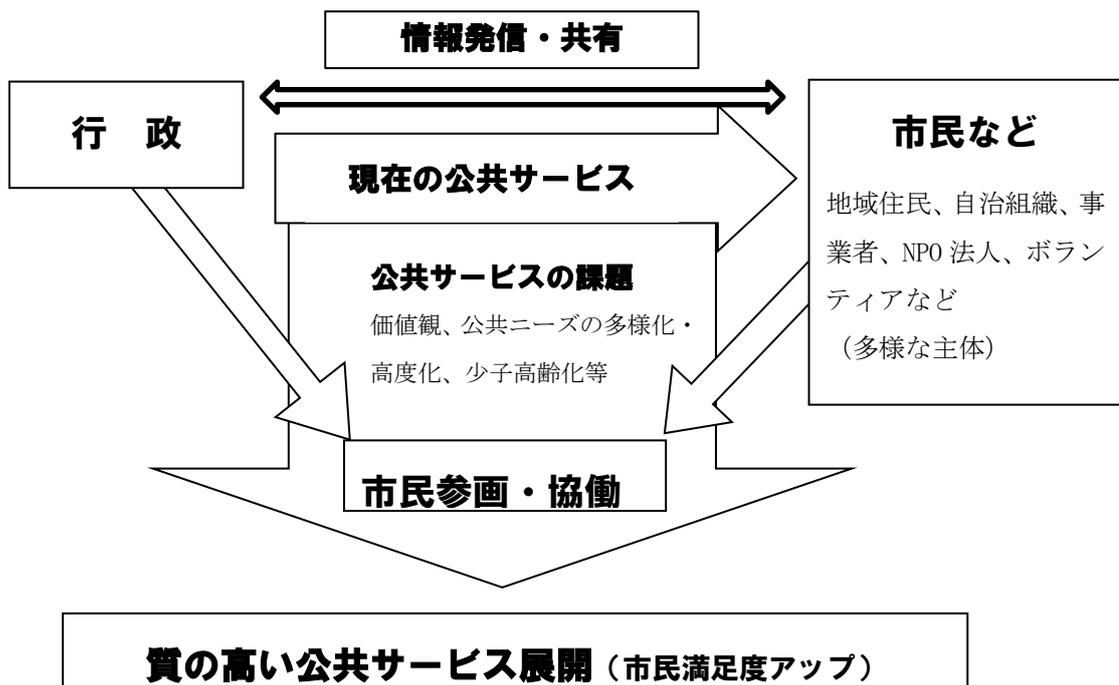
とともに、市民主体の活性化活動を支援し、市との適切な役割分担と連携による地域の持続的な発展と、市民の声をしっかりと受け止めた市政運営を図ることとしています。

(3) 第3次行財政改革大綱（平成26年12月策定）

「第3次行財政改革大綱」では、市民とともに進める協働のまちづくりとして、多様化・高度化する市民ニーズに沿った公共サービスを提供し、さらにその質を維持向上させるためには、市民と行政が協働して、まちづくりをより効果的に進めることが必要であるとしています。

そのため、行政のビジョンや情報を広く発信・共有するとともに、市民、地域団体、事業者、NPO法人、ボランティア組織など地域で活動する多様な主体と市が、対等な立場で役割を分担しながら公共サービスを提供する仕組みを構築し、地域課題の解決や地域資源の有効な活用などに向けた取り組みを進めることで、豊かな市民生活の実現を推進することとしています。

★「協働の推進」イメージ



第3 協働の現状と課題

1 協働の意識づくり

「協働に向けた育成支援」として、水と緑の里づくり支援員や地域にぎわい創り推進員等の人的支援制度や地域振興対策事業補助金、市民力活性化推進プロジェクト事業補助金等による地区や市民活動団体などへの活動支援により、地域リーダーとなる人材育成に取り組んできたところです。

しかしながら、市民満足度調査（平成25年実施）において、「自治会活動や市民活動に対して市からの必要な支援ができていない」の項目が低い評価となっており、その理由として、「地域に人材が育つ取り組みが不足している」との回答が最も多かったことから、今後も引き続き、地域リーダーをはじめとした人材育成の取り組みを進め、協働の意識づくりに努めることが課題となっています。

2 協働の環境づくり

「市政参加の環境づくりの充実」として、市政情報の積極的な発信のため、広報きょうたんごおしらせ版、わかりやすいことしの予算、くらしの支援ガイド、京丹後市白書、防災行政無線、ケーブルテレビ、コミュニティFM、フェイスブックを活用した市政情報の提供を積極的に行うとともに、市政への関心を高めるため、まちづくり出前講座の充実のほか、意見聴取については、まちづくり夢座談会、パブリックコメントやわたしの提案・意見箱により市民意見の反映した市政推進に努めてきたところです。

しかしながら、市民満足度調査において、「市は広く市民の意見を聞く努力をしている」、「市民の意見は市政に生かされている」の項目が低い評価となっており、市民がまちづくりに参画しやすいように、パブリックコメント制度など既に実施している取り組みの周知徹底を一層図るなど、市政参画の取り組みをさらに充実するとともに、市民が市民活動に参加するきっかけづくりや自主的な市民活動を支援するため、遊休施設などの譲渡や貸出しなどにより市民活動拠点の整備を図り、市民が自主的・自発的にまちづくりに参加できる環境づくりに努めることが課題となっています。

3 協働による事業の推進

「協働事業の推進」として、災害時における応援協定の継続・充実に努めるとともに新たな協定や連携の推進、地域にぎわい創り推進員による地域まちづくり計画の策定、自主防災の設置、コミュニティビジネス応援、地域特性や特徴を活かした地域自治活動の活性化の役割分担による支援、小規模で簡易な公共事業の地域実施小規模公共事業などにおいて、協働事業を推進してきました。

これらは各関係部局において、協働事業についての点検・洗い出しを行い、協働事業として実施しているものについては、市民と共に点検を行い、より有効な事業

となるように取り組みを進めること、また、協働事業として実施可能なものについては、実施効果や経費負担などについて、市民と行政が十分対話を行う中で、お互いの役割分担を決めながら信頼関係を築くことで進めているものです。

しかしながら、市民満足度調査において、「市民と市役所が連携協力してまちづくりを進めている」の項目が低い評価となっています。そのため、セミナーなどの開催により、市民と職員の協働に対する意識づくりに取り組み、まちづくりの核となる人材の育成を促進するとともに、職員の市民活動への参加の推奨や市民が市の事業に参画する機会の充実を図ることが課題となっています。

第4 協働の推進の基本方針

1 市民とともに進めるまちづくり

行政のビジョンや情報を広く発信・共有するとともに、市民、地域団体、事業者、NPO、ボランティア組織など地域で活動する多様な主体と市が対等な立場で、合意を得ながら、個人ができることは個人が行い（自助）、個人で解決できないことを地域や民間が行い（共助）、個人や地域、民間の力だけでは解決できないことを行政が行う（公助）という考えのもと、それぞれの特性を生かして役割を分担し、協力しながら地域課題の解決や地域資源の有効な活用に向けた取り組みを進めることで、豊かな市民生活を実現します。

このため、市政への市民参画の推進、多様な主体との協働・連携による公共サービスの提供など取り組みの視点として、市民と行政の協働を具体的に進めます。

2 具体的な協働の推進

(1) 積極的で効果的な市政情報の提供

マスメディアへの情報提供及び広報紙、ホームページ、ケーブルテレビを始めとした既存の情報提供手段の活用に加え、新しい手法も検討しながら、積極的な市政情報の提供に努めます。

●主な取り組み

- ①様々な媒体を活用した積極的な市政情報の提供
- ②わかりやすい広報紙づくり
- ③情報量の調整と情報の選択
- ④タイムリーな情報発信

(2) 市政参画機会の充実

パブリックコメントや「わたしの提案・意見箱」などの市民が意見を述べることができる取り組みや審議会への市民参加などの市民が計画の策定や評価に主体的に関わる取り組みを推進し、市民意見の積極的な聴取と市政への反映に努めます。

●主な取り組み

- ①広聴活動の充実による市民ニーズや意見・提言の吸い上げ
- ②パブリックコメント実施の周知徹底と意見提出手続きの簡素化
- ③審議会等委員の市民公募の推進
- ④わたしの提案・意見箱制度の周知
- ⑤市長のまちづくり夢座談会制度の周知

(3) 協働の意識づくり

協働の仕組みを構築するためには、市民と行政の双方が、協働についての理解を深め、お互いに協力し合ってまちづくりを進めるという意識を持つことが重要であるため、市民への学習機会の提供や職員の市民活動への積極的な参加を推進し、市民と職員双方の協働に対する意識づくりを進めます。

●主な取り組み

- ①セミナー、ワークショップ等の活用や市民学習機会の提供
- ②職員の協働に関する研修への参加
- ③職員の市民活動等への積極的な参加の推奨

(4) 公共サービスの担い手の育成・支援

多様な主体が行う自主的な公共サービスを将来にわたって継続・発展させるためには、その担い手の育成が重要であるため、地域において公共サービスの提供主体となり得る意欲と能力を備えた多様な主体とその核となる人材の育成に向けた取り組みや支援を行います。

また、多様な主体による自主的・自発的なまちづくりを促進するため、協働に関する情報発信を積極的に行ったり、市の遊休施設を地域の各種団体等に譲渡や貸し出ししたりするなどの取り組みを進めます。

●主な取り組み

- ①自治会や市民活動に役立つ情報の効果的な提供
- ②まちづくりや地域活動を行うリーダーの養成
- ③地域の活力向上や課題解決への支援を通じた人材育成
- ④NPO 団体やボランティア団体等の育成と活動促進
- ⑤公共施設の貸付、売却、移譲（公共施設の空部屋活用）

(5) 協働事業の推進

多様な主体のアイデアや能力を生かした自主的な活動に対して支援し、協働事業を推進します。また、行政サービスの様々な分野において、提案や要望を反映した事業を実施するなど、市民のニーズに沿った取り組みを推進するとともに、市民や団体等の参画による事業の立案や実施など、多様な主体と協働・連携した取り組みを進めます。

●主な取り組み

- ①コミュニティビジネスの創出支援

- ②多様な主体のアイデア等による活動に対する支援（補助制度等による支援）
- ③多様な主体と協働・連携した事業実施による行政サービスの提供
- ④地区要望に対する対話（ヒアリング）の実施
- ⑤まちづくりにおける市民と行政の役割分担の明確化

（6）各種協定・連携の推進

災害時応援協定など既に締結している協定や連携の継続・充実を図るとともに、新たな協定や連携を推進し、企業や団体と市がそれぞれの特色や資源を効率的・効果的に生かすことで、公共サービスの向上や地域振興につなげます。

また、他の自治体との連携を強化し、相互に協力し合うことで、行政サービスの効率的・効果的な提供と行政課題に対する効果的な取り組みを進めます。

●主な取り組み

- ①各種協定の継続と新たな協定による取り組みの充実
- ②大学との連携事業の推進
- ③他自治体との連携事業の継続・推進
- ④他自治体との新たな連携協約等による連携事業の推進

第5 協働の推進体制

協働の推進を全庁的に展開し、方針の徹底、成果の共有、連携を図るため、協働所管部署が中心となり、各部署の協働事業担当と一緒に、推進体制の機能充実に取り組みます。

第6 今後に向けて

この「市民と行政の協働推進指針」は、市民満足度調査結果などを踏まえ、市が検討を加え策定したものです。

今後は、基本方針に基づき具体的に進めながら、協働の取り組みの普及・啓発や協働のあり方を継続的に検討し、新たな分野でも連携・協働することで効果が得られる事業がないか不断に事務事業の点検を行うとともに、評価を繰り返しながら、変化する社会情勢や市民ニーズの現状などに基づき、必要に応じて本指針の見直しを行うことで、市民と行政の協働を推進していくこととします。

附則（平成 18 年 2 月 28 日）

この指針は、平成 18 年 2 月 28 日から施行する。

附則（平成 22 年 3 月 29 日）

この指針は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 27 年 3 月 16 日）

この指針は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

京丹後市 市民と行政の協働推進指針

《参考：協働の取り組み事例》

〔事例1〕

市民の手づくり「京丹後市まちづくり基本条例」

まちづくり基本条例の制定にあたって、市民との協働という観点を踏まえ、これまで以上に市民の市政への参加を重視し、公募による13人の市民が、「京丹後市まちづくり基本条例の制定をすすめる会」を組織し、主体となって無報酬で運営・活動を進めました。

すすめる会の発足以来、50回以上の様々な協議をはじめ、市議会や高校生、区長などとの意見交換、また市民アンケートやフォーラムを開催するなど、市民の目線から「まちづくり基本条例素案」をまとめ、平成18年7月に市長に提出された。これらを踏まえ、市は平成20年4月に市民と行政の協働による検討過程を大切にしたり、市のまちづくりの基本的なことがらを定める最高規範として、「京丹後市まちづくり基本条例」を制定しました。

〔事例2〕

市民力の活性化を支援する「市民力活性化推進プロジェクト事業」

市民の潜在力や市民活動の活性化に貢献する活動を支援し、市民団体と行政の適切な役割分担と連携による地域の持続的な発展を図るため、「市民力活性化推進プロジェクト事業補助金」を創設し、地域の活力向上や課題解決に向けた取り組みを行う団体に補助金を交付しています。

協働と共創のまちづくりに繋がる公益性のある市民活動を支援する制度として、市民力の活性化とプロジェクトに取り組むリーダーの育成を図っています。

〔事例3〕

安心・安全な生活環境の保全と地区要望の実現促進「地域協働型小規模公共事業」

地区要望のうち小規模な公共事業について、行政と地域が協働して実施優先順位、実施箇所、実施方法等を検討し、市民局と地域住民が主体となって当該事業を速やかに実施することにより、地域の安心安全で快適な生活環境の保全及び地区要望の実現促進を図っています。

〔事例4〕

地域住民による除雪「除雪機械の地区貸与」

市では、冬期の道路交通の確保を図るため積雪量により建設業者を中心に、市道の除雪を実施しています。しかし、大型の除雪車が入り込めない集落内の狭い市道や歩道が多くあることから、集落に対し、3t級のタイヤドーザ又は歩行型のロー

タリー式の小型除雪機を貸与し、住民がオペレーターとなり協働で除雪を実施しています。

〔事例5〕

安心・安全なまちづくりを目指して「青色防犯パトロール」

犯罪のない安心・安全なまちにするという共通目的のもと、京丹後警察署、京丹後市社会福祉協議会、地元企業、地域防犯活動団体等との協働により、青色防犯パトロールを実施し、きめ細やかな地域巡視・巡回活動に取り組んでいます。

この活動により、「自分たちのまちは自分たちで守る」の精神のもと、献身的に地域の安全確保に努めることで、安全で安心して暮らせるまちづくりを実現しています。

〔事例6〕

みんなで支え、みんなで育てる「学校支援ボランティア」

地域住民と学校との連携による「学校支援ボランティア」は、地域住民の協力を得ることで、子どもたちへの地域の方々とのふれあいと地域理解を深めており、ボランティアの方々にとっても、経験や知識・技能を生かす場でもあるとのことから生きがい作りや生涯学習社会への実現に繋がっています。

今後も地域と学校との協働事業の実施により、学校を核とした地域の教育力の向上や地域と学校の絆の深まりなどの効果が期待されます。

〔事例7〕

登下校時の安全パトロール「にこにこカー」

市は、児童生徒・園児の登下校（登降園）時の安全を確保するため、小中学校や幼稚園に21台の「にこにこカー」をしない企業の支援を受け配車し、教職員、PTAや地域住民と連携した走行パトロールを実施することにより、協働による地域防犯活動を実施しています。

〔事例8〕

健康増進及び健康長寿をすすめる「京丹後市健康づくり推進員」

市民の「自らの健康は自ら守る」意識を高め、健康増進、健康長寿など市民の健康な生活を推進するため、市内全域に「京丹後市健康づくり推進員」を設置しています。

推進員は、健康づくりに必要な知識を研修会で習得し、各地区への健康づくりに関する情報提供、総合検診の受診の呼び掛けのほか、健康教室、ウォーキング教室、体力測定、体操の普及などを行政と協働にて実施することで、さらなる市民の健康づくり活動を進めています。

〔事例9〕

高齢者の介護予防及び社会参加、地域貢献「介護支援・見守りサポーター」

市では、65歳以上の元気な高齢者のかた自らが、介護支援・見守りサポーターとして、「サポーター活動事業受入機関」として市に登録されている特別養護老人ホームなどの介護保険施設において、ボランティア活動に参加し協働することで、社会参加、地域貢献、生きがづくり、健康づくりを行い、自らの介護予防に役立てていただくとともに、より元気で、いきいきとした支えあいの地域社会をつくることを進めています。

※この事業は、「介護支援・見守りサポーター」として登録したかたが、介護保険施設などで行ったボランティア活動に対して、交付金が交付される制度となっており、サポーターからの申請に基づき、付与された活動評価ポイントに応じて交付されます。（上限5,000円）

〔事例10〕

地域ぐるみで子育てを支援「京丹後市ファミリー・サポート・センター」

市は、子育て中の保護者が安心して子育てのできる環境づくりを進めるために、「京丹後市ファミリー・サポート・センター」を創設し、育児の援助を受けたい方（おねがい会員）と、育児のお手伝いをしたい方（まかせて会員）とのマッチングを図り、協働によりさまざまな援助活動を実施しています。

〔事例11〕

地域に開かれた病院づくり「院内ボランティア」

市民の様々な活動が地域の原動力であり、市民の方や医療従事者などを対象とした催しの開催や病院ボランティア等を通じて気楽に市民が集い、市民と医療従事者が力を合わせて地域医療を支える開かれた病院づくりを進めています。

みなさんにボランティアとして、医療従事者とは違った形で病院運営に関わっていただいたり、写真や絵画の展示や演奏会など、患者様に和んでいただける「温かい医療のかたち」の効果が期待されます。

〔事例12〕

京丹後市の特色や魅力をますます活かした取り組み「花いっぱい運動」

「花いっぱい」のまちづくりを推進することで、地域のイメージアップを図るとともに、新たな地域資源・観光資源として活用する。

また、市民とともに花いっぱい運動を推進していくことにより、地域の活性化に繋がります。

[事例13]

市民協働型の市全域規模訓練「京丹後市防災訓練」

災害発生時は市民と行政が協力して対応にあたる「協働」の関係が最も大切であるという視点から、大災害時における被害の軽減と市民の防災意識を高めていただく機会として、毎年8月末に市内全域で市民協働型の訓練を実施しています。

訓練では各区、自主防災組織、消防団、行政などが同じ災害想定の下、市民の方の避難訓練を中心として、消防団の避難誘導訓練や行政の避難所開設・運営訓練を実施しています。

その他、各地域では、特に高齢者や障がい者等の要配慮者など、災害時に支援が必要とされる区民の安否確認や避難経路の確認、防災行政無線の操作訓練など地域独自の様々な訓練が実施されます。

※参考（行政区225区中、自主防災組織設立区142区：組織率63.1%）

[事例14]

いざというときの支援体制「災害時要援護者避難支援」

災害時に家族などの支援だけでは避難することが困難、または、家族などの支援を受けられない在宅のお年寄りや障がい者などへの援護支援のための情報を区、民生児童委員、自主防災組織などに提供することに同意を受けた上で災害時要援護者避難支援プランを策定しています。

よりきめ細やかな支援体制を整備し、区や自主防災組織と民生児童委員さんと連携を強めています。

[事例15]

環境大臣賞を受賞「環境・共生・参加のまちづくり」

平成18年度の「環境・共生・参加まちづくり表彰」において環境大臣賞を受賞。この表彰は「地球環境問題からリサイクル対策まで多岐にわたる地域課題を視野に入れ、住民・企業等との協働を図りながら環境の恵み豊かな持続可能なまちづくりに取り組んでいる地域」とされており、選考に際して、京丹後市内で行われている次のような環境保全の取り組みについて総合的に評価を受けた。

- 資源循環型社会の構築を目指して、NPOが中心となって、市民や事業者、各地域などと協働して実施している使用済みてんぷら油回収事業や体験型環境学習活動。
- 学校、地域、各種団体が主体となった環境保全活動
- 琴引浜やブナ林などの地域資源を活かした意識啓発事業
- 風の学校京都の運営

- 京都エコエネルギープロジェクトの推進
- 各自治会の協力によるごみステーションの管理と分別の指導・啓発

[事例16]

ふるさとを思う心でまちづくりを応援「京丹後ふるさと応援団」

京丹後市を全国に発信し市の活性化を図るため、京丹後市出身者の方や縁者の方を対象に、ふるさとを思う心でまちづくりの応援団になっていただく「京丹後ふるさと応援団」を平成19年9月に結成し、ホームページを開設するとともに、団員の募集をしている。

この取り組みを通して市の発展を応援していただける方々の輪を全国に広げ、ネットワークを活かして市外在住者のニーズ、要望、提言、人脈、知識等を施策立案に役立てています。

[事例17]

行政サービスと情報提供 郵便局との協定締結

行財政改革を推進し、スリムで効率的な行政運営を図りながらも、郵便局との協働により行政サービスを防ぐ取り組みを進め、次の三つの協定を締結しています。

- 京丹後市の特定の事務の郵便局における取扱いに関する協定
丹後木津郵便局ほか3局で、平成18年6月から、戸籍謄本・抄本等証明書の即時交付サービスを実施しています。
- 市民生活に係る情報提供に関する協定
峰山郵便局ほか集配局で、平成18年4月から、郵便外務員が業務中に発見した市民生活に係る情報を市に通報するサービスを実施しています。
- 災害時における相互協力に関する協定
市内全郵便局で、平成18年4月から、地震災害等が発生した場合において、市民生活に必要な対応を円滑に実施するため、京丹後市と郵便局が相互に協力しています。

[事例18]

高齢者見守り活動に関する京都生活協同組合との協定締結

京都生活協同組合（以下「生協」という。）は、見守り活動を実施するにあたり、日常業務の範囲内において、その業務の対象者の日常生活で何らかの異変を察知した場合、市に連絡又は通報してもらうこととしており、市は生協からの連絡又は通報を受け、関係機関と連携して必要な対応を行うこととしています。

[事例19]

地域課題の解決に対し、ビジネスの手法を取り入れた事業に取り組む地域活動団体を積極的に応援する「コミュニティビジネス応援事業」

新たにコミュニティビジネスを起こそうとする地域活動団体（自治会、任意団体、NP

○法人、個人等) で、その効果が地元還元される事業に対し、必要な経費を支援するとともに、活動するまでの気づきや計画づくりに対しても支援を行います。

(補助率：3分の2 上限2,000千円)